

規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号中

「被保険者証の
記号・番号

を

「加入医療保険の
記号・番号

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則様式第十三号による指定難病医療受給者証は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則様式第十三号による指定難病医療受給者証とみなす。